

令和 2 年 度
都 市 局 関 係 予 算 決 定 概 要

令 和 元 年 1 2 月 2 0 日

国 土 交 通 省 都 市 局

目次

I. 令和2年度 予算概算決定 総括表	1
II. 令和2年度 都市局関係予算の基本方針	5
III. 令和2年度 都市局関係予算 主な新規・改正事項	7
1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。	
(1) 首里城の復元に向けた取組	7
(2) 台風第19号を受けた緊急施策	8
(3) 大規模自然災害からの復旧・復興への支援	9
2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。	10
(1) コンパクトシティの集中展開	11
(2) 防災上危険なエリアからの移転促進	13
(3) 都市居住エリアの安全確保	15
(4) 中小都市への支援強化と広域連携の促進	17
(5) 民間資金・ノウハウの活用	18
3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。	19
(1) 「居心地が良く歩きたくなる」空間の整備	21
(2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための特例措置	23
(3) 官民連携によるまちづくり+コミュニティの活性化	24
(4) 公共空間の利活用等への金融支援	25
4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。	26
(1) スマートシティモデルプロジェクトの推進	27
(2) IoT等のセンシング型スマートシティの実装支援	28
5. 東京五輪後も見据え、都市の国際競争力強化に取り組みます。	
(1) 民間事業者による優良都市再生プロジェクトの推進	30
(2) 国際競争力強化のための重要インフラの整備	31
6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。	
(1) グリーンインフラの創出	32
(2) 国営公園等の整備推進	34
(3) 官民連携の活用や子育てしやすい都市公園の整備推進	35
(4) 特色ある庭園を活かした訪れたくなる地域づくり	36
(5) 地域の景観を活かした魅力あるまちづくりの推進	37
7. 都市分野の海外展開を進めます。	
(1) 都市開発の海外展開	38
(2) 日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の強化	39
IV. 令和2年度 税制改正概要	40

I. 令和2年度 予算概算決定 総括表

(1) 令和2年度「都市局関係」予算概算決定総括表（国費）

(単位：百万円)

事 項	令和2年度 概算決定額 (A)	前年度 (B)	倍 率 (A/B)
国 営 公 園 等	29,045	28,711	1.01
うち国営公園等整備	8,895	8,544	1.04
うち国営公園等維持管理	14,972	14,972	1.00
市 街 地 整 備	(93,832) 93,732	(24,271) 24,171	(3.87) 3.88
住 宅 対 策	709	709	1.00
小 計	(123,586) 123,486	(53,691) 53,591	(2.30) 2.30
災 害 復 旧 等	406	405	1.00
行 政 経 費	2,329	2,400	0.97
合 計	(126,321) 126,221	(56,496) 56,396	(2.24) 2.24

1.本表のほか、

(1)社会資本整備総合交付金の全体額 762,652百万円（臨時・特別の措置含み）がある。

(2)防災・安全交付金の全体額 1,038,804百万円（臨時・特別の措置含み）がある。

2.本表のほか、道路事業全体額20,472億円（臨時・特別の措置除き）の内数として街路事業がある。

※このほか、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

3.本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。

・国営追悼・祈念施設整備事業 1,495百万円

・社会資本整備総合交付金の全体額 119,782百万円

4.本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザニン支援事業がある。

・政府保証債（財政投融資） 30,000百万円

・政府保証借入 10,000百万円

5.上段（ ）書きは、臨時・特別の措置を加えた額である。

6.計数は整理の結果、異動を生ずる場合がある。

(2) 令和2年度「都市局関係」予算主要事項（国費）

(単位：百万円)

項目	令和2年度 概算決定額 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
国営公園等	29,045	28,711	1.01
国営公園等整備	8,895	8,544	1.04
国営公園等維持管理	14,972	14,972	1.00
市街地整備	93,732	24,171	3.88
都市構造再編集中支援事業	70,000	0	皆増
まちなかウォークアブル推進事業	150	0	皆増
まちなか公共空間等活用支援事業	57	0	皆増
まちづくりファンド支援事業	415	415	1.00
国際競争拠点都市整備事業	12,754	10,188	1.25
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	100	0	皆増
都市・地域交通戦略推進事業	692	692	1.00
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	1,900	2,110	0.90
住宅対策	709	709	1.00
密集市街地総合防災事業	674	659	1.02
小計	123,486	53,591	2.30
災害復旧等	406	405	1.00
行政経費	2,329	2,400	0.97
コンパクトシティ形成支援事業	500	490	1.02
防災集団移転促進事業	45	45	1.00
官民連携まちなか再生推進事業	500	0	皆増
スマートシティ実証調査	225	112	2.01
庭園間交流連携促進調査	28	28	1.00
景観改善推進事業	130	0	皆増
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	153	1.05
都市開発の海外展開	208	203	1.02
海外日本庭園保全再生方策検討調査	45	41	1.10
ドーハ国際園芸博覧会出展調査	10	0	皆増
合計	126,221	56,396	2.24

※主要な項目を記載していることから、各計数の和は合計と一致しない。

【参考】 令和元年度「都市局関係」補正予算総括表（国費）

（単位：百万円）

区分	補正予算額
I. 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保	17,649
1. 自然災害からの復旧・復興の加速	9,559
2. 防災・減災、国土強靱化の強力な推進	
・市街地再開発事業等に併せた集合住宅における浸水被害防止対策	6,000
・都市公園や道の駅などにおける避難所等としての防災機能向上	600
3. 国民の安全・安心の確保	
・首里城の復元に向けた取組等	1,490
Ⅲ. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も 見据えた経済活力の維持・向上	13,230
1. Society 5.0やSDGsの実現に向けたイノベーションと 社会実装の促進等	
・官民の実行体制構築等スマートシティの更なる推進	200
2. 子育てしやすい生活環境の整備	
・子育てフレンドリーで安全な都市の実現	1,020
3. 外国人観光客6,000万人時代を見据えた基盤整備	
・民族共生象徴空間（ウポポイ）の開業に向けた施策の充実等	470
4. 生産性向上を支えるインフラの整備	
・民間都市開発事業への金融支援等	5,500
・国際競争拠点都市整備事業等による都市インフラ整備	6,040
合計	30,879

1.本表のほか、

(1)社会資本整備総合交付金の全体額 63,266百万円がある。

(2)防災・安全交付金の全体額 229,203百万円がある。

2.本表のほか、民間都市開発事業への金融支援として、メザニン支援事業（財政投融資・政府保証）5,000百万円がある。

3.本表のほか、国庫債務負担行為（ゼロ国） 381百万円がある。

II. 令和2年度 都市局関係予算の基本方針

～令和時代の新たなまちづくりに向けて～

我が国の都市は、本格的な人口・世帯減少社会の到来、自然災害の頻発・激甚化、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も続く都市間競争など、大きな転換期を迎えています。各地域が抱える課題に寄り添いながら、令和時代の新たなまちづくりを推進します。

1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。

令和元年10月に焼失した首里城について、関係閣僚会議において策定された「**首里城復元に向けた基本的な方針**」に基づき、関係省庁や沖縄県と緊密に連携しながら、復元に向けた取組を実施します。

また、**令和元年の台風第15号・第19号**等はもとより、平成30年北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨などの大規模災害や東日本大震災の被災地について、迅速な災害復旧や復興まちづくりを加速します。

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

人口増加を前提とした拡張型のまちづくりから、災害リスクや高齢者の足の確保にも目配りしつつ、人口・世帯減少のもとで、地域の特性に応じた生産性の高いまちづくりが求められています。

このため、創設から5年の節目を迎えた「コンパクト・プラス・ネットワーク」を抜本的に強化し、**立地適正化計画における防災対策の位置付けを促進**し、浸水対策などの居住の安全確保のほか、土地利用規制や危険エリアからの移転促進など、ハード・ソフト両面にわたる防災対策に取り組みます。

その上で、医療・社会福祉・教育文化・子育て支援の都市機能や居住機能の誘導・整備と防災機能の確保等を推進する「**都市構造再編集中支援事業**」を創設するなど、関連諸制度を総動員して、**防災・減災コンパクトシティ**を強力に推進します。

3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

都市・居住機能の集積が進むまちなかにおいて、まちのエンジンとなる内外の人材を惹きつけ、人間中心の豊かな生活の場の創出に向け、まちなかを車中心から人中心の空間へ転換する「歩きたくなるまちづくり」に、**全国200超の「ウォーカブル推進都市」**とともに取り組みます。

まちなかの自動車交通を上手にさばきつつ、街路を歩行者や交流・滞在者にも快適な広場等へ大胆に転換し、地域固有の街並みや緑・景観を生かしながら、居心地が良く歩きたくなる**「空間×コミュニティ」**づくりに官民で取り組む地域を応援します。

4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。

さらに、「Society 5.0」時代の到来を踏まえ、**「スマートシティをまちづくりの基本に」**（平成31年4月総理大臣発言）とのコンセプトのもと、全国各地のまちづくりにおいて、地域の課題（ニーズ）と民間の技術（シーズ）を組み合わせた「官民コンソーシアム」の体制とビジネスモデルの構築を進めます。

併せて、データに基づくまちの課題解決のため、**IoT等のセンシング技術のまちづくりへの実装**に向け、データの公共的利活用を前提に、都市インフラ諸制度による支援を本格的に開始します。

5. 東京五輪後も見据え、都市の国際競争力強化に取り組みます。

加えて、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も成長が期待される都市の中心・中枢拠点において、**都市基盤整備を重点的に推進し、金融支援等により民間の都市開発投資を促進**しながら、国際競争力と生産性の高い都市に不可欠なビッグプロジェクトの推進を図ります。

Ⅲ. 令和2年度 都市局関係予算 主な新規・改正事項

1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。

(1) 首里城の復元に向けた取組

国営公園等事業（沖縄分） 直轄 **38.0**億円の内数
 ※令和元年度補正予算
 国営公園等事業 直轄 **8.0**億円

令和元年10月の火災により焼失した首里城について、首里城復元のための関係閣僚会議において策定された「首里城復元に向けた基本的な方針」に基づき、復元に向けた取組を進めます。

復元に向けた調査等（技術的な検討）

- 基本的な方針に基づく、「技術的な検討の場」（内閣府沖縄総合事務局）の設置・検討
- 首里城復元に向けた技術的な検討を進めるとともに、正殿の復元に関する調査等を実施

（参考）



首里城正殿設計委員会(S61-63)

がれきの丁寧な撤去、北殿等の施設解体等

- 焼け残った瓦の保全回収を行いながら、がれき等の撤去を実施
- 北殿等の施設について、焼け残ったコンクリート構造物等の解体を実施



焼け残ったコンクリート構造物等を解体

園内電気設備の仮復旧等

- 大龍柱や遺構の保護・公開にかかる取組等を実施
- 火災により被害を受けた園内の電気設備について、仮設備を整備し仮復旧を実施



仮設の電気設備を整備（イメージ）

【参考】首里城復元のための関係閣僚会議

○概要

令和元年10月31日に発生した火災により焼失した首里城正殿等の復元のための計画策定等に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応するため、首里城復元のための関係閣僚会議を開催する。

○構成

議長 内閣官房長官
 副議長 内閣府特命担当大臣
 （沖縄及び北方対策）
 国土交通大臣
 構成員 総務大臣 財務大臣
 文部科学大臣 農林水産大臣

1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。

(2) 台風第19号を受けた緊急施策

※令和元年度補正予算

防災・省エネまちづくり緊急促進事業 補助 60.0億円
 国営公園等事業 直轄 6.0億円

市街地再開発事業等
 都市公園・緑地等事業
 都市防災総合推進事業 } 防災交 2,292億円の内数

令和元年10月の台風第19号等の被害を踏まえ、市街地再開発と併せた浸水対策、都市公園の雨水貯留・浸透機能等の向上、市街地における避難施設の整備を実施し、都市の防災対策を推進します。

浸水対策を総合的に実施する市街地再開発事業の促進

○浸水被害が想定される地域において、浸水対策等の防災対策を総合的に実施する市街地再開発事業を推進

<浸水対策・防災対策の例>

止水板、非常用発電設備、雨水貯留槽、一時避難施設等の設置



止水板



非常用発電設備
(高層階に設置)



雨水貯留施設

都市公園における防災性の向上

○今般と同規模の災害発生に備え、都市公園の避難地機能や雨水貯留機能等を高める対策を支援

<避難地機能>

- ① 停電対策
(非常用発電設備の整備 等)
- ② 避難所となる屋内施設等の整備・改修
(施設の嵩上げ、耐震改修、冷暖房施設更新、非常用井戸掘削 等)
- ③ 豪雨・浸水・暴風対策等
(法面崩壊対策、備蓄倉庫の整備 等)

<雨水貯留・浸透機能>

雨水を一時的に貯留する遊水池の整備



非常用発電設備の整備



平常時



増水時

都市公園における雨水貯留施設の整備

市街地における避難路・避難場所等の整備

○避難者の避難路上での浸水事故や避難場所の不足のほか、避難場所において停電等の機能不足が発生したことを踏まえ、命を守る身近な避難路や避難場所の緊急的な対策を支援

<具体的実施内容>

- ・被災地におけるハザードマップの見直し
- ・避難場所の追加整備や既存施設への必要な機能の追加整備
- ・避難場所までの避難路の整備



避難路



避難地



避難場所の機能追加
(備蓄倉庫等)

1. 首里城復元や台風・地震等災害からの復旧・復興を加速します。

(3) 大規模自然災害からの復旧・復興への支援

都市災害復旧事業	補助	1.5億円(1.00倍)
都市再生区画整理事業	}	防安交 10,388億円の内数
都市防災総合推進事業		
宅地耐震化推進事業		
※令和元年度補正予算		
都市災害復旧事業	補助	95.6億円

地震、豪雨など大規模な自然災害による被災地において、迅速な災害復旧や復興まちづくりを支援します。

平成23年3月 東日本大震災



復興が進むまちの様子
(宮城県女川町)

被災地のニーズ

- 被災者が安心して住める場（高台宅地等）の整備
- 被災した市街地の復興

●被災市街地におけるまちづくり

- 土地区画整理事業や防災集団移転促進事業による宅地造成については、概ね完了
- 計画18,234戸のうち、17,904戸（98%）の宅地が完成済（R元.9末時点）
- 令和2年度の復興・創生期間終了に向け、市街地の復興まちづくりについて、着実な事業推進を支援

平成28年4月 熊本地震



地震による被災の様子
(熊本県益城町)

被災地のニーズ

- 被災宅地の復旧・耐震化
- 市街地の復興、避難地、避難路等の整備

●被災した宅地の早期復旧

- 宅地の滑動崩落対策は、令和2年度中の復旧完了に向け、工事を実施
- 熊本市内の液状化被害があった地区においては、引き続き対策工事を実施

●市街地の復興まちづくり

- 益城町中心部における主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業、交流拠点整備等によるまちの復興を支援

平成30年9月 北海道胆振東部地震



宅地の復旧工事の様子
(札幌市清田区里塚)

被災地のニーズ

- 被災宅地の復旧・耐震化

●被災した宅地の早期復旧

- 札幌市里塚地区や安平町では、令和2年度中の復旧完了に向け、工事を実施
- 上記の他、3市町において、宅地被害からの復旧事業を推進

令和元年10月 台風第19号



浸水被害の様子
(宮城県丸森町)

被災地のニーズ

- 堆積土砂の排除
- 復興まちづくり計画の策定
- 避難路・避難施設の改善整備

●まちなかに堆積した廃棄物・土砂の撤去

- 令和元年末で生活圏内からの土砂等の撤去は概ね完了
-環境省・防衛省と連携して、家屋内を含めた宅地内やまちなかに堆積した土砂等の迅速な撤去を実施

●市街地の復興まちづくり

- 被災地の早期復興に向けた、復興まちづくり計画策定等を支援

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(1) コンパクトシティの集中展開

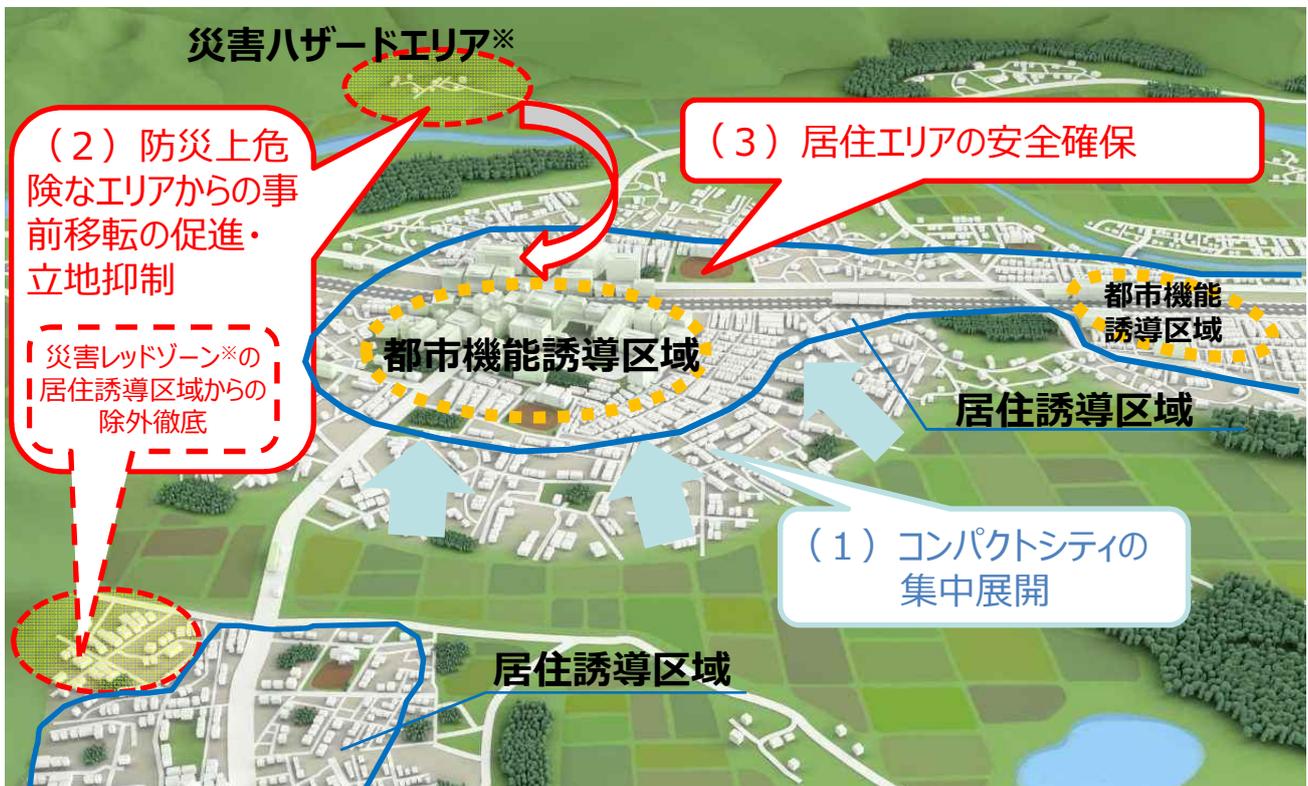
地域の特性に応じた防災力と生産性の高い都市構造に向け、医療・社会福祉・教育文化・子育て支援の都市機能や、居住環境の向上に向けた公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等を総合的・集中的に推進する新たな個別支援制度「都市構造再編集中支援事業」を創設するなど、コンパクトシティを強力に推進します。

(2) 防災上危険なエリアからの事前移転の促進・立地抑制

災害ハザードエリア※の居住誘導区域からの除外徹底・促進や立地抑制などの土地利用規制とともに、同エリアからの移転促進に向け、防災集団移転促進事業など、都市機能・居住機能の事前移転にかかる支援を強化します。

(3) 居住エリアの安全確保

立地適正化計画に位置付ける居住エリアの防災対策（浸水対策に向けた宅地の高上げ、避難路・避難施設の整備等）をハード・ソフト両面から強化します。



※災害レッドゾーン：建築基準法で定める災害危険区域など

※災害ハザードエリア：災害レッドゾーン・浸水想定区域など災害の恐れがある区域

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(1) コンパクトシティの集中展開

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(皆増)**

立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（概ね5年）の都市・居住機能の誘導・整備や公共公益施設の整備、防災力強化の取組等に対し、国による総合的・集中的な支援を行うため、都市再生整備計画事業（社総交）の立地適正化計画に基づく事業を個別支援制度化し、「都市構造再編集中支援事業」を創設します。

都市構造再編集中支援事業の創設

- 事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等※1
※1.民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の都市機能誘導施設整備を支援。
- 施行地区：都市機能誘導区域内、居住誘導区域内
- 対象事業：誘導施設※2(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援)※2.都市機能誘導区域内に限る。、公共公益施設の整備、立地適正化計画に位置付けた防災力強化の取組 等
- 補助率：1/2（都市機能誘導区域内）
45%（居住誘導区域等）

※郊外のにじみ出的な開発の抑止（都市計画法第34条第11号に基づく条例の運用厳格化）のため、不適切な運用を行っているものは支援対象から除外。

※居住誘導区域から災害レッドゾーンの除外を徹底するため、都市計画運用指針に反しているものは支援対象から除外。



〈居住誘導区域外の一部の区域における外部不経済防止等への支援〉

- 空き地等の発生による外部不経済の防止と戦略的な誘導のため、居住誘導区域外の一部の区域において緑地化等の最低限の整備を支援対象に追加。

〈空き地等の発生による外部不経済の防止〉



- 水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進するため、都市機能誘導区域・居住誘導区域に隣接する水辺の区域を支援対象に追加（※災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な施設を除く）。

〈水辺とまちが融合した良好な空間形成のイメージ〉



※なお、都市再生整備計画事業（社総交）については、一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能な都市づくりを進めていることを支援対象要件化。

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(2) 防災上危険なエリアからの移転促進

防災集団移転促進事業	補助	0.4億円(1.00倍)
都市構造再編集中支援事業	補助	700.0億円(皆増)
コンパクトシティ形成支援事業	補助	5.0億円(1.02倍)

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、郊外の災害ハザードエリアから安全で利便性の高い居住誘導区域等への施設等の移転や、災害危険区域に指定された災害ハザードエリアからの集団移転に対して、積極的に支援を実施します。

①災害ハザードエリアからの集団移転の促進

防災集団移転促進事業の拡充

○災害ハザードエリア（災害危険区域指定を前提）からの集団移転に対して、より小規模な移転を対象とすることにより、災害が発生する前の集団移転の促進を図る。

拡充内容

●移転先の住宅団地の規模要件の緩和

・10戸以上 かつ 移転戸数の半数以上 → ・5戸以上
 （災害危険区域からの事前移転にあたり、災害ハザードエリア（浸水想定区域等）であって、治水事業が及んでいない地域の場合）

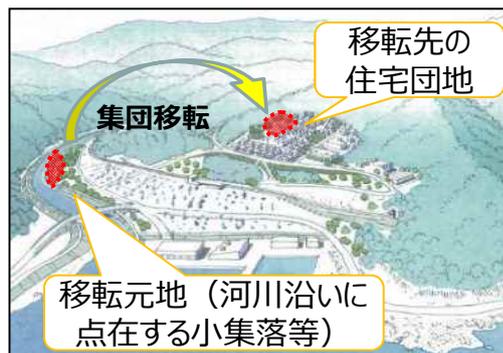
●移転元地の買取要件の緩和

・全ての住宅用地を買い取るのが要件 → ・所有者不明等、買取が困難な場合：**買取不要**

●計画策定経費を新たに補助対象化

・地域の合意形成や移転先の検討等にかかる経費を **新たに補助対象化** （補助率：1/2）

集団移転のイメージ



- 事業主体：地方公共団体
- 補助対象経費
 - ・住宅団地の用地取得造成
 - ・道路、公園等の整備
 - ・移転者の住宅建設、引越費用への助成
 補助率 3/4
- ・移転元地の宅地の買取
- ・事業計画等の策定 **新規** 1/2

防災集団移転促進事業の効果事例（青森県黒石市）

- S50.8：集中豪雨により川沿いの集落が被災
- 被災を契機に、近隣の高台に集団移転（27戸が移転）
- S52.8：集中豪雨により再び氾濫
 従前地は浸水したものの、移転団地は被害なし

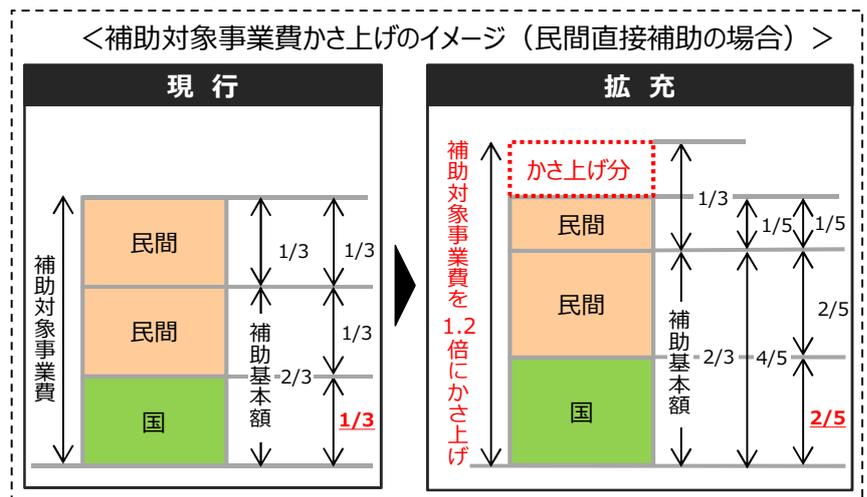
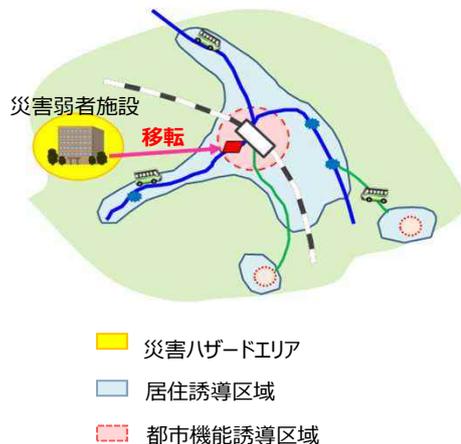
集団移転により浸水被害を防止



②災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転促進

都市構造再編集中支援事業の創設

- 防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、民間による「**災害弱者施設（病院、老人デイサービスセンター、乳幼児一時預かり施設等）**」の災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転を促進するため、当該事業の誘導整備にかかる補助対象事業費を1.2倍に高上げ。



③災害ハザードエリアから居住誘導区域への移転促進

コンパクトシティ形成支援事業の拡充

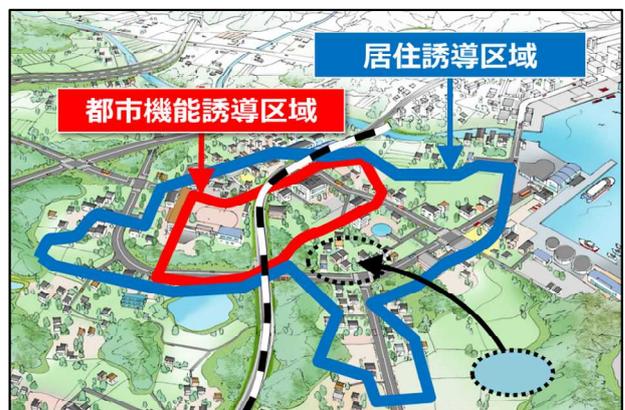
- 防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への**居住機能の移転促進**に向けた調査への支援を追加。

居住機能の移転促進に向けた調査支援

事業主体：地方公共団体
補助率：1/2（上限額：500万円）

（調査内容の具体例）

- 集落における移転の意向
- 望まれる移転先の場所
- 集落に住む居住者の属性、親族関係、及び親族の意向
- 移転先に望まれる施設や機能
- 移転に必要な費用の算定希望額
- 移転後の跡地の処理方法
- 必要な相談体制
- 移転先における居住体験と評価
- 移転計画のモデル的な実施



2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(3) 都市居住エリアの安全確保

都市再生区画整理事業
都市防災総合推進事業
宅地耐震化推進事業

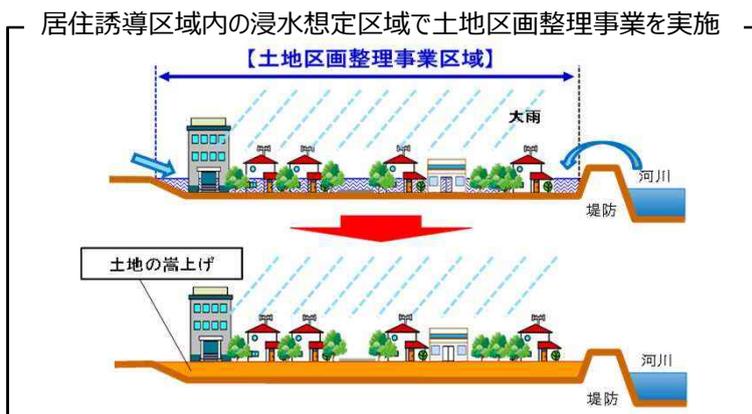
防交安 **10,388**億円の内数

令和元年台風第19号、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、増大する自然災害リスクに対応するため、立地適正化計画における防災対策の位置付けを推進するとともに、当該防災対策に基づく居住誘導区域等における防災対策への支援を強化します。

①洪水浸水想定等を踏まえた、安全な宅地の形成

都市再生区画整理事業の拡充

- 居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の高上げ費用を補助限度額の算定項目に追加する。 [交付対象：地方公共団体 国費率：1/2、1/3]



②避難路、避難場所等の身近な逃げ場所の確保によるまちなかの災害対応力の強化

都市防災総合推進事業の拡充

- 災害ハザードエリアにおける命を守るための避難路や避難場所等の地域の身近な逃げ場所の整備への支援を強化する。

主な拡充内容

- 1) 支援対象となる地域要件の見直し
洪水浸水想定や土砂・津波災害警戒区域等を新たに追加
- 2) 避難施設整備への支援強化
避難施設の整備や避難施設への必要な機能整備の支援強化（用地費の交付対象化等）

[交付対象：地方公共団体、国費率：1/2(用地費1/3)]

対象施設のイメージ

- 避難路・避難場所の確保



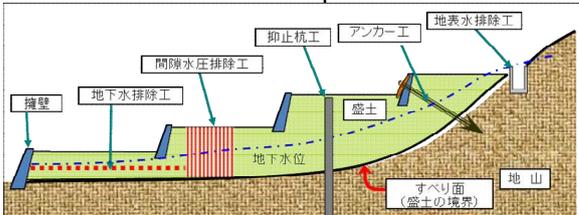
- 避難場所の機能強化



③盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化に対する事前対策の抜本的強化

宅地耐震化推進事業の拡充

地震等による盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防ぐため、立地適正化計画に位置付けた居住誘導区域における防災対策など、優先して対策を実施すべき地域における宅地の防災対策を抜本的に強化する。

【対策の流れ】	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
<p>Step1 マップの作成 盛土や液状化しやすい宅地がどこにあるか把握する</p>  <p>大規模盛土造成地マップ</p>	<p>全国の大規模盛土造成地マップを100%作成・公表※</p>	<p>国土交通省ハザードマップポータルサイトに掲載</p> <p>※防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき実施</p>	
<p>Step2 安全性の把握調査 地盤調査等により宅地ごとの安全性を把握する</p>  <p>地盤調査</p>	<p>○調査の国費率を高上げ (1/3→<u>1/2</u>) [令和2年度まで]</p>	<p>完了していない場合、都市局所管事業の重点配分から除外 (防災・安全交付金) [令和3年度以降]</p> <p>造成年代調査は100%完了予定※</p>	<p>拡充①</p> <p>○調査実施主体を追加 地方公共団体 ⇨ +宅地所有者等</p>
<p>Step3 対策工事の実施 危険な宅地がある場合、対策工事を実施する</p>  <p>対策工事のイメージ</p>		<p>拡充②</p> <p>○優先すべき地域における国費率を高上げ (1/4・1/3→<u>1/2</u>) 実施主体：地方公共団体</p> <p>①立地適正化計画において宅地の防災対策が定められる場合 ②滑動崩落により人家10戸（避難路を有する場合は5戸）以上へ流出する場合 ③震度5弱相当で滑動崩落する場合</p>	

④密集市街地の整備改善

「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」（R元.9 文化庁）を踏まえ、文化財周辺の防火対策も含めた密集市街地の整備改善の促進

2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(4) 中小都市への支援強化と広域連携の促進

コンパクトシティ形成支援事業 補助 **5.0億円(1.02倍)**

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(皆増)**

中小都市におけるコンパクトシティの取組を充実させるため、人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市に対する計画策定への支援を強化するとともに中枢・中核都市と周辺市町村の連携を促進するため、支援制度の拡充を図ります。

コンパクトシティ形成支援事業の拡充

現行制度

- **計画策定支援** 立地適正化計画等の策定支援
- **コーディネート支援** 計画策定の合意形成の支援
- **誘導施設等の移転促進支援**
誘導施設(延床面積1,000㎡以上)の跡地の除却処分等への支援
- **建築物跡地等の適正管理支援**
立地適正化計画に位置付けた跡地等管理区域における適正管理を支援



事業メニュー	現行	拡充
立地適正化計画策定支援	1/2補助	1/2補助 + 定額補助(上限550万円) ※ ※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市
	地方公共団体	地方公共団体 + 市町村都市再生協議会
誘導施設の移転促進支援	延べ床面積要件 1,000㎡以上	延べ床面積要件 500㎡以上 ※ ※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市
<新規メニュー>	—	居住機能の移転促進に向けた調査支援 (P14参照)

都市構造再編集中支援事業の創設

○ 中枢中核都市と複数市町村による広域連携の促進

中枢中核都市の機能強化のため、中枢中核都市が複数市町村と連携した立地適正化計画を作成した場合、両者が共同で活用・整備する誘導施設を支援対象に追加。

【誘導施設整備の支援対象】

現行

三大都市圏域の政令市及び特別区を除く市町村及び当該都市の民間事業者等

拡充

近隣市町村と連携した立地適正化計画を作成した中枢中核都市及び当該都市の民間事業者等を追加。



2. 防災・減災を主流化したコンパクトシティを推進します。

(5) 民間資金・ノウハウの活用

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(皆増)**
※令和元年度補正予算
まち再生出資事業 補助 **55.0億円**

立地適正化計画等において行われる民間都市開発事業等において、民間ノウハウの活用や金融支援の強化を図ることにより、都市の成長力強化に資する拠点形成を図ります。

① 民間ノウハウを活用した機能誘導

都市構造再編集中支援事業の創設

官民連携による効果的な誘導施設の整備を推進するため、施設の計画・設計段階における民間ノウハウの活用等を要件化



② 民間事業者による民間都市開発事業の推進

まち再生出資事業

市町村が定める立地適正化計画（都市機能誘導区域）等において行われる優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資を行うことにより事業の立ち上げを支援【継続】

<支援概要>

- ・支援対象：民間事業者
- ・支援限度額：①公共施設等の整備費、②総事業費の50%、③資本の額の50%のうち最も少ない額

地域に必要な商業施設等の整備について、民都機構のノウハウを活用し、金融支援を行うことにより、民間都市開発事業を推進

<支援事例> ※ 案件組成にあたっては、UR（都市再生機構）、DBJ（日本政策投資銀行）との連携を強化



オガールプラザ（岩手県紫波町）



（図書館）



（子育て支援センター）



（カフェ）

地域に必要な施設等の整備

3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

「居心地が良く歩きたくなる」空間



官民の人材が集うまちづくり⁺コミュニティ

ウォーカブル都市

(内外の人材・様々な投資を惹きつけ、人間中心の豊かな生活を実現する交流滞在都市)

○「居心地が良く歩きたくなる」空間のイメージ

Walkable

歩きたくなる

Eye level

まちに開かれた1階

Diversity

多様な人の
多様な用途、使い方

Open

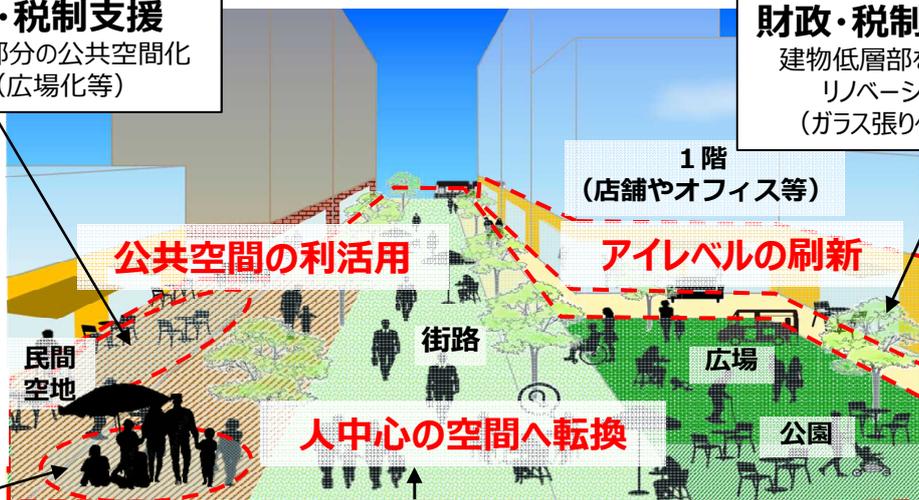
開かれた空間が
心地よい

財政・税制支援

民地部分の公共空間化
(広場化等)

財政・税制支援

建物低層部を開放・
リノベーション
(ガラス張り化等)



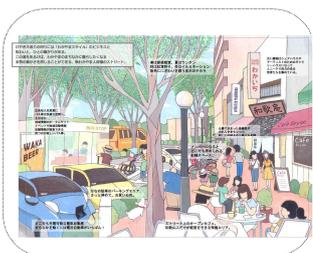
金融支援

公共空間の利活用促進
(デッキを活用した賑わい創出等)

財政支援

- ・ウォーカブルな空間整備、滞在環境の向上、景観の向上
(街路の広場化、滞在環境の向上のための施設整備や社会実験、道路の美装化等)
- ・上記を下支えする周辺環境整備 (環状街路、公共交通基盤)

○「官民の人材が集うまちづくり⁺コミュニティ」のイメージ



中間支援組織・専門人材を活用

未来ビジョンの策定と自立・自走型システムの構築



参考. ウォークابل推進都市一覧（令和元年12月13日時点）

1	北海道札幌市	51	千葉県長柄町	101	静岡県沼津市	152	奈良県田原本町
2	北海道旭川市	52	東京都	102	静岡県熱海市	153	奈良県上牧町
3	北海道室蘭市	53	東京都新宿区	103	静岡県三島市	154	和歌山県和歌山市
4	北海道北広島市	54	東京都墨田区	104	静岡県島田市	155	鳥取県鳥取市
5	北海道黒松内町	55	東京都品川区	105	静岡県富士市	156	鳥取県米子市
6	北海道東神楽町	56	東京都目黒区	106	静岡県焼津市	157	鳥取県境港市
7	北海道上士幌町	57	東京都大田区	107	静岡県掛川市	158	島根県松江市
8	青森県青森市	58	東京都世田谷区	108	静岡県藤枝市	159	島根県江津市
9	青森県弘前市	59	東京都渋谷区	109	静岡県袋井市	160	島根県津和野町
10	青森県八戸市	60	東京都中野区	110	静岡県湖西市	161	岡山県岡山市
11	青森県むつ市	61	東京都豊島区	111	愛知県名古屋市長区	162	岡山県倉敷市
12	岩手県盛岡市	62	東京都荒川区	112	愛知県豊橋市	163	岡山県高梁市
13	岩手県花巻市	63	東京都足立区	113	愛知県岡崎市	164	広島県広島市
14	宮城県仙台市	64	東京都八王子市	114	愛知県一宮市	165	広島県三原市
15	宮城県塩竈市	65	東京都武蔵野市	115	愛知県半田市	166	広島県尾道市
16	宮城県柴田町	66	東京都町田市	116	愛知県春日井市	167	広島県福山市
17	福島県会津若松市	67	東京都福生市	117	愛知県刈谷市	168	山口県宇部市
18	福島県郡山市	68	東京都柏江市	118	愛知県豊田市	169	山口県山口市
19	福島県須賀川市	69	東京都多摩市	119	愛知県安城市	170	山口県防府市
20	福島県棚倉町	70	東京都稲城市	120	愛知県犬山市	171	山口県長門市
21	茨城県水戸市	71	神奈川県横浜市の	121	愛知県新城市	172	山口県周南市
22	茨城県下妻市	72	神奈川県川崎市の	122	愛知県大府市	173	徳島県徳島市
23	茨城県笠間市	73	神奈川県鎌倉市の	123	愛知県知多市	174	香川県高松市
24	茨城県つくば市	74	神奈川県逗子市の	124	三重県四日市市の	175	香川県丸亀市
25	茨城県大洗町	75	神奈川県大和市の	125	滋賀県大津市の	176	香川県坂出市の
26	茨城県境町	76	新潟県新潟市の	126	滋賀県草津市の	177	香川県善通寺市の
27	栃木県宇都宮市の	77	新潟県三条市の	127	滋賀県東近江市の	178	香川県観音寺市の
28	栃木県足利市の	78	新潟県見附市の	128	京都府京都市の	179	香川県多度津町の
29	栃木県小山市の	79	富山県富山市の	129	京都府長岡京市の	180	愛媛県松山市の
30	栃木県上三川町の	80	石川県金沢市の	130	京都府八幡市の	181	愛媛県大洲市の
31	群馬県前橋市の	81	石川県小松市の	131	大阪府大阪市の	182	高知県高知市の
32	群馬県館林市の	82	石川県加賀市の	132	大阪府堺市の	183	福岡県北九州市の
33	埼玉県さいたま市の	83	石川県野々市の	133	大阪府豊中市の	184	福岡県久留米市の
34	埼玉県春日部市の	84	福井県福井市の	134	大阪府池田市の	185	福岡県飯塚市の
35	埼玉県戸田市の	85	福井県大野市の	135	大阪府泉大津市の	186	福岡県田川市の
36	埼玉県朝霞市の	86	福井県あわらの	136	大阪府高槻市の	187	福岡県春日市の
37	埼玉県志木市の	87	山梨県甲府市の	137	大阪府枚方市の	188	福岡県古賀市の
38	埼玉県和光市の	88	長野県の	138	大阪府茨木市の	189	福岡県うきは市の
39	埼玉県幸手市の	89	長野県長野市の	139	大阪府八尾市の	190	福岡県川崎町の
40	埼玉県杉戸町の	90	長野県松本市の	140	大阪府河内長野市の	191	佐賀県の
41	千葉県千葉市の	91	長野県諏訪市の	141	大阪府羽曳野市の	192	佐賀県佐賀市の
42	千葉県木更津市の	92	長野県茅野市の	142	大阪府高石市の	193	佐賀県基山町の
43	千葉県松戸市の	93	長野県佐久市の	143	大阪府大阪狭山市の	194	佐賀県上峰町の
44	千葉県野田市の	94	岐阜県岐阜市の	144	兵庫県神戸市の	195	長崎県長崎市の
45	千葉県習志野市の	95	岐阜県高山市の	145	兵庫県姫路市の	196	熊本県熊本市の
46	千葉県柏市の	96	岐阜県関市の	146	兵庫県西宮市の	197	熊本県菊池市の
47	千葉県市原市の	97	岐阜県美濃加茂市の	147	兵庫県西脇市の	198	熊本県南関町の
48	千葉県流山市の	98	岐阜県各務原市の	148	兵庫県加西市の	199	宮崎県宮崎市の
49	千葉県八千代市の	99	静岡県静岡市の	149	兵庫県新温泉町の	200	宮崎県小林市の
50	千葉県白子町の	100	静岡県浜松市の	150	奈良県大和郡山市の	201	宮崎県高鍋町の
				151	奈良県宇陀市の	202	宮崎県川南町の

※“WEDO”の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進める地方公共団体（令和元年7月12日より募集開始）

※ウォークابل推進都市は随時募集を受け付けている

3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

(1) 「居心地が良く歩きたくなる」空間の整備

まちなかウォーカブル推進事業 補助 **1.5億円(皆増)**
社総交 **7,627億円の内数**

都市再生整備計画事業（社総交）等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する「まちなかウォーカブル推進事業」を新たに創設します。

制度概要

○対象事業：以下のメニューを基幹事業とする新たな支援制度を創設

ウォーカブルな空間整備

- ・ 道路、公園、広場等既存ストックの修復・改変
- ・ 上記を下支えする周辺環境整備（通過交通を排除する環状街路、公共交通基盤の整備 等）に対して限定的かつ重点的に支援

アイレベルの刷新

拡充

- ・ 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間を提供する取組や、1階部分の透明化等の修景整備などを支援対象化

滞在環境の向上

新規

- ・ 『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設し、滞在者の快適性の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備、社会実験・コーディネート等を支援対象化

景観の向上

- ・ 外観修景や歴史的建造物の修理、照明施設の整備、道路の美装化等の景観資源の活用を図る取組を重点的に支援

支援の明確化

- ・ 上記の他、荷さばき駐車場や駐車場出入口付替、給電・給排水施設の整備について支援を明確化

○対象区域：都市再生整備計画事業区域内のまちなかウォーカブル区域※（周辺環境整備に係る事業を含む）

※概ね1km程度以内の区域を想定

○国費率：40%（45%）⇒1/2 **拡充**

○事業主体：【交付金】市町村等
【補助金】都道府県、民間事業者等

支援イメージ



まちなかウォーカブル区域

※歩ける範囲のエリア（概ね 1 km 程度以内の区域を想定）であって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

都市再生整備計画区域

※まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備を図る区域

ウォーカブルな空間整備

○街路の広場化、バリアフリー環境の創出



○公共空間の芝生化・高質化



アイレベルの刷新

○沿道施設の 1 階部分の開放



○市民に開かれた公共空間の提供

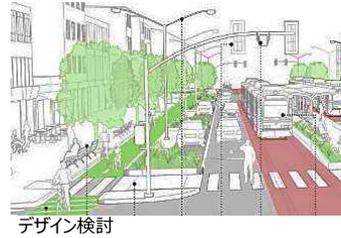


滞在環境の向上

○社会実験の実施



○デザイン検討・利活用施設の導入



デザイン検討



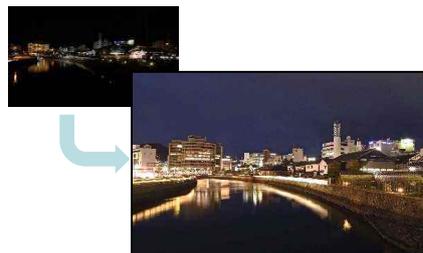
街路空間内の電源設備

景観の向上

○外観修景



○照明施設の整備



○道路の美装化



3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

(2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための特例措置

税制特例（～令和4年3月31日）を創設
固定資産税等を5年間1/2に軽減

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、官民一体となってまちの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置を創設します。

制度概要

- 市町村が、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかへの転換を図るべき区域を設定し、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度を創設します。
- この制度に基づき、行政による公共施設の改修・利活用と併せて行われる周辺の土地所有者等による以下の取組に対し、税制特例を適用します。

①公共空間の拡大を図るため公共施設等の用に供した土地及び当該土地の上に設置した償却資産に係る課税の特例

【固定資産税（土地・償却資産）・都市計画税（土地）】

道路、広場等の用に供する土地及びこれらの上に設置された芝生、ベンチ等の償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減

②公共空間の充実を図るために改修した家屋（原則として1階部分）に係る課税の特例

【固定資産税・都市計画税】

オープン化（ガラス張り化等）した改修後の家屋※のうち市町村の認める範囲（不特定多数の者が自由に交流・滞在できるスペースに限る）の課税標準額を5年間1/2に軽減

※食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するものに該当するもの

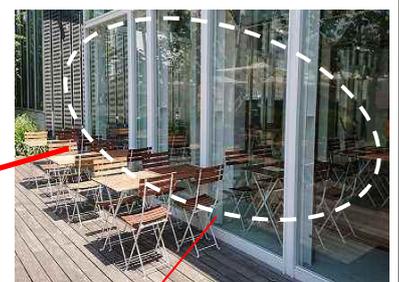
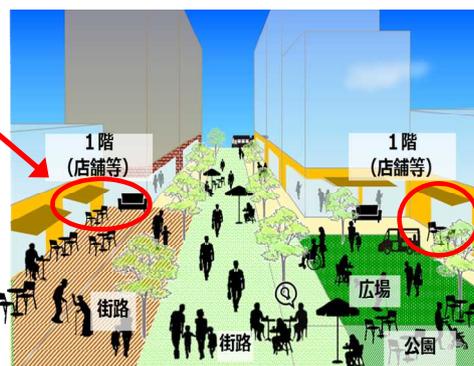
支援イメージ

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかのイメージ



税制特例適用箇所

<適用イメージ>
民地部分を開放（広場化）し、
公共空間を拡大



税制特例適用箇所

<適用イメージ>
建物低層部をオープン化（ガラス張り化等）
し、公共空間を充実

3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

(3) 官民連携によるまちづくり+コミュニティの活性化

官民連携まちなか再生推進事業 補助 **5.0億円(皆 増)**

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図ります。

制度概要

対象事業	対象地域	対象事業者	補助率
①エリアプラットフォーム構築	全国	エリアプラットフォーム ^{※1}	新規：定額 ^{※2}
②未来ビジョン等策定	全国	エリアプラットフォーム ^{※1}	新規：定額、改定：1/2 ^{※2}
③シティプロモーション・情報発信	全国	エリアプラットフォーム	1/2
④社会実験・データ活用	全国	エリアプラットフォーム	1/2
⑤交流拠点等整備	特定都市再生 緊急整備地域等	エリアプラットフォーム	1/3等
⑥普及啓発	全国	都市再生推進法人 民間事業者等	定額

※1：エリアプラットフォーム形成の準備段階においては、地方公共団体を補助対象とすることができる。

※2：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、合計年額1,000万円を上限とする（最大2年間）

事業イメージ

エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の策定



①まちなか再生を支えるエリアプラットフォーム構築

②未来ビジョン等の策定

ビジョン実現に向けた自立・自走型システム構築に資する取組



③国内外へのシティプロモーション
情報発信



④コンテンツ発掘のための
社会実験・データ活用



⑤交流拠点等整備

先導的手法の水平展開



⑥普及啓発

3. 車中心から人中心へ、「歩きたくなる」まちづくりを応援します。

(4) 公共空間の利活用等への金融支援

まちなか公共空間等活用支援事業 補助 0.6億円(皆増)
 まちづくりファンド支援事業 補助 4.2億円(1.00倍)

(一財) 民間都市開発推進機構による金融支援制度を強化し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出や多様な資金循環を促進します。

都市再生推進法人による公共空間の利活用を促進
 (まちなか公共空間等活用支援事業)

■ 事業概要

公共空間を利活用する事業を行う都市再生推進法人に対する低利貸付制度を創設し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出につながる広場の高質化による賑わい創出などの持続的なまちづくり活動を支援します。

■ 主な要件

- 支援対象 : 都市再生推進法人
- 支援限度額 : 総事業費の1/2
- 貸付期間 : 最長20年
- その他要件 : ・都市再生整備計画の区域内に定められるまちなかウォークブル区域内で行われる事業であること
 ・公共空間を活用する事業であること 等



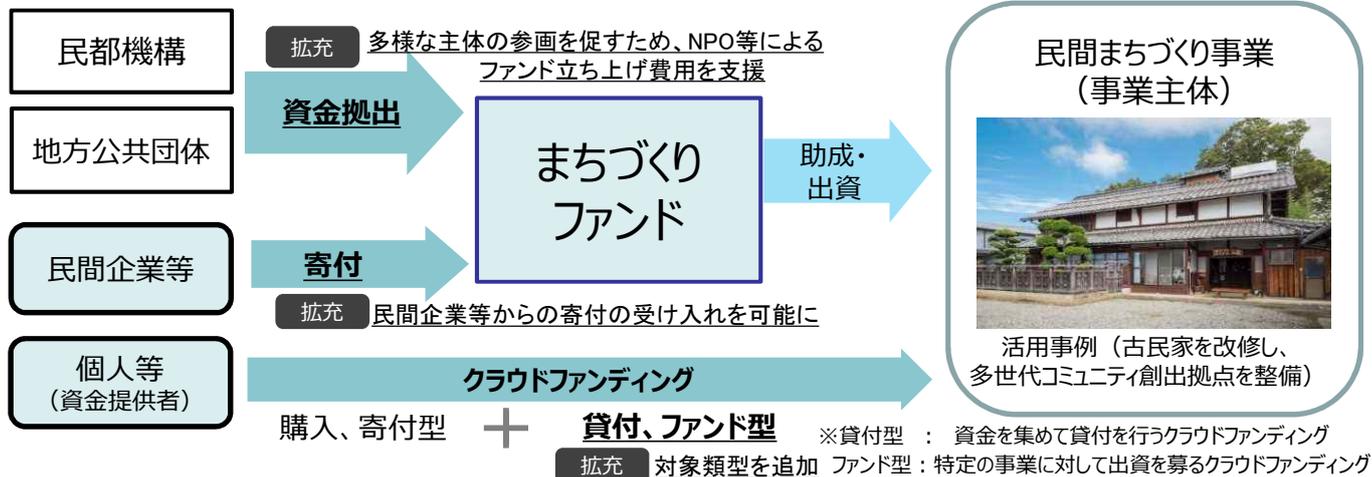
活用事例
 (デッキを活用した賑わい創出事業)

まちづくりにおける多様な資金循環の促進
 (クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業)

■ 事業概要

クラウドファンディングなどの「志ある資金」を活用した観光振興や歴史的施設の保全等のまちづくりを、まちづくりファンドを通じて支援し、地域内の資金循環を促進します。

< 拡充内容 (下線) >



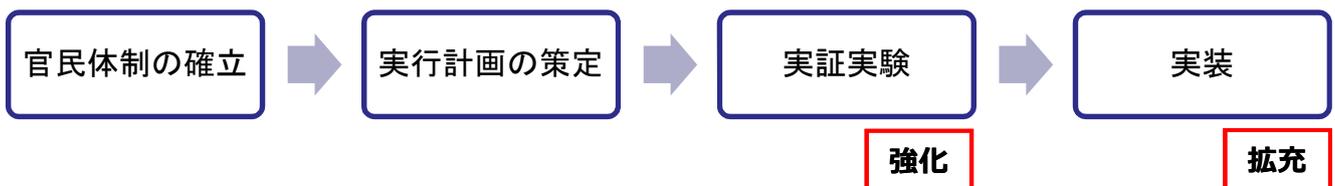
4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。

デジタル技術の急速な進展とまちづくりへの活用

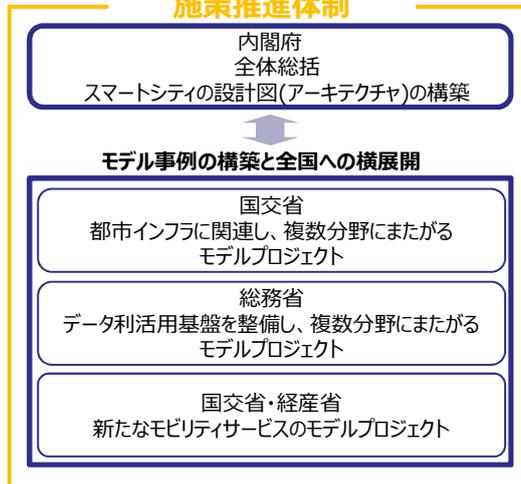


サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合した「Society 5.0」の実現に向け、官民関係者の連携のもと、世界の先導役となる取組を展開するとともに、スマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、AI、IoTなどの新技術やデータの活用と都市インフラを一体として戦略的・集中的に整備します。

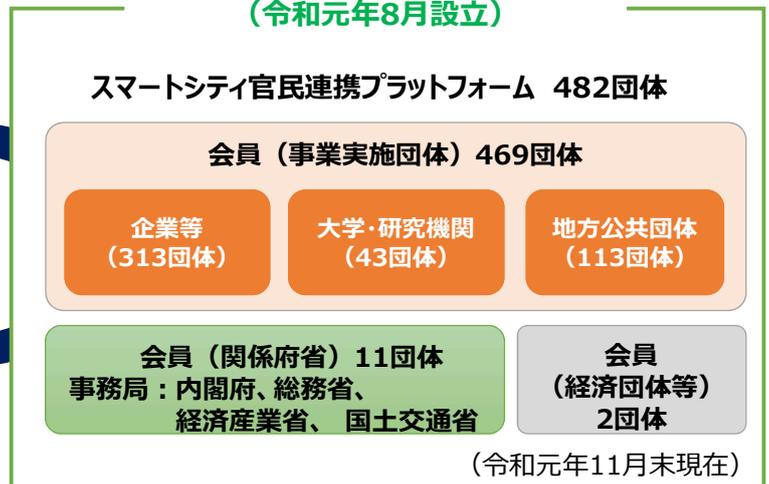
国土交通省におけるスマートシティの展開



関係府省連携による 施策推進体制



官民連携によるプロジェクト推進体制 (令和元年8月設立)



(令和元年11月末現在)

4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。

(1) スマートシティモデルプロジェクトの推進

スマートシティ実証調査 調査 **2.3 億円(2.01倍)**

※令和元年度補正予算 **2.0億円**

スマートシティの分野で、世界の先導役となることを目指し、「官民コンソーシアム」の体制とビジネスモデル構築を図るため、官民体制の確立、実行計画の策定、実証実験等を実施します。

スマートシティモデルプロジェクト

全国の牽引役となる「官民コンソーシアム」を対象に、実行計画策定及び優れたプロジェクトの実証実験を実施。

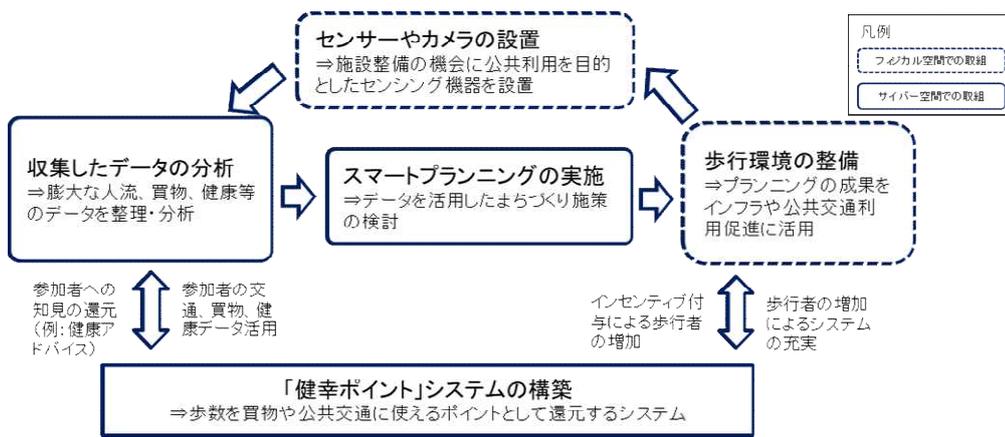
※ 1事業あたり2,000万円を上限とし、同額以上の負担をコンソーシアムが行う場合に限る

※ 先進性、効率性、継続性、汎用性に基づき、有識者委員会の審査を経て選定

実行計画のイメージ

○スマートシティの取組

センサー等による人流データや「健幸ポイント」を活用した健康データ等のビッグデータをまちづくりの検討に活用（スマートプランニング）し、歩行を促進する環境整備を行うとともに、歩行者の増加による市民の健康増進を図る。



○事業実施体制の確立

公共団体
+
民間企業
+
学識
による推進体制



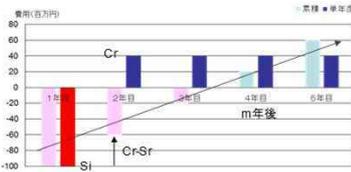
○ビジネスモデルの構築

例：スマートウェルネスシティ協議会（札幌市） 例：松山スマートシティコンソーシアム

・継続的な取組につながる経費削減効果

$$S_i + \sum_{r=1}^m S_r < \sum_{r=1}^m C_r$$

S_i : スマートシティの導入による初期投資
 S_r : スマートシティの導入によるランニングコスト($r=1,2,\dots$)
 C_r : スマートシティの取組によるコスト削減額($r=1,2,\dots$)



経費削減効果のイメージ

・地域全体での価値・収益向上効果

$$C_{total} < V_{total}$$

V_{total} : nの分野における価値・収益の向上の合計
 C_{total} : nの分野におけるコストの合計
 (n⇒医療、健康、観光、地域活性化、安全…)

	価値・収益向上	コスト	差分
健康	40	100	▲60
観光	200	100	100
安全	10	40	▲30
合計	Vtotal=250	Ctotal=240	10

地域の価値・向上効果のイメージ

※ 具体的なKPIとして、経費削減効果や地域の価値・収益向上効果を設定することを実証実験の実施の要件とする。

スマートシティの全国展開

スマートシティに意欲的に取り組む官民コンソーシアムを対象に、官民連携プラットフォームを活用したマッチングや、モデルプロジェクトの課題や成果等の横展開を図るためのガイドラインの策定等によるスマートシティの取組を拡大。

4. 地域主導・民間主導のスマートシティの構築を進めます。

(2) IoT等のセンシング型スマートシティの実装支援

国際競争拠点都市整備事業	補助	127.5億円(1.25倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	6.9億円(1.00倍)
都市再生整備計画事業	社総交	7,627億円の内数
都市・地域交通戦略推進事業		
メゾン支援事業		

スマートシティの推進にあたり、IoT等のセンシング技術等の都市インフラへの内装化を推進するため、都市インフラ関係の主要事業において、データの公共的利活用を前提に、公共施設等と情報化基盤施設※の一体整備等に対する支援を実施します。

※情報化基盤施設:センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先端的な技術を活用した施設等

拡充内容等

	対象事業※1	対象事業者※2	補助率等
	都市再生整備計画事業	市町村 市町村都市再生協議会	概ね4割
拡充 国際競争拠点都市整備事業	道路・鉄道施設等の重要インフラの整備、市街地開発事業 + <u>一体的に行われる情報化基盤施設の整備を追加</u>	地方公共団体 都市再生機構 法律に基づく協議会	1/3 (市街地再開発事業) 1/2 (市街地再開発事業以外)
拡充 都市・地域交通戦略推進事業	都市交通システム整備 (公共交通、交通結節点等) + <u>一体的に行われる情報化基盤施設整備、自動運転バスの社会実装に向けた社会実験等を追加</u>	地方公共団体 法律に基づく協議会 都市再生機構 都市再生推進法人 等	1/3 (立地適正化計画に位置付けられた事業は1/2)
拡充 メゾン支援事業	<支援限度額> 公共施設等の整備費 + <u>情報化基盤施設の整備費用を追加</u>	民間事業者 (国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に限る)	「公共施設等整備費」または「総事業費の50%」のいずれか少ない額

※1 情報化基盤施設を通じて取得される情報を、公共の取組等の用に供することが要件

※2 スマートシティ官民連携プラットフォーム加入者に限る

海外の事例（バルセロナ）

市内広域をカバーする公衆Wi-Fiを整備し、市内各所に設置されたセンサーから集約されたデータを一元管理。ゴミ収集管理やスマートパーキングなど、様々なスマートサービスに活用。

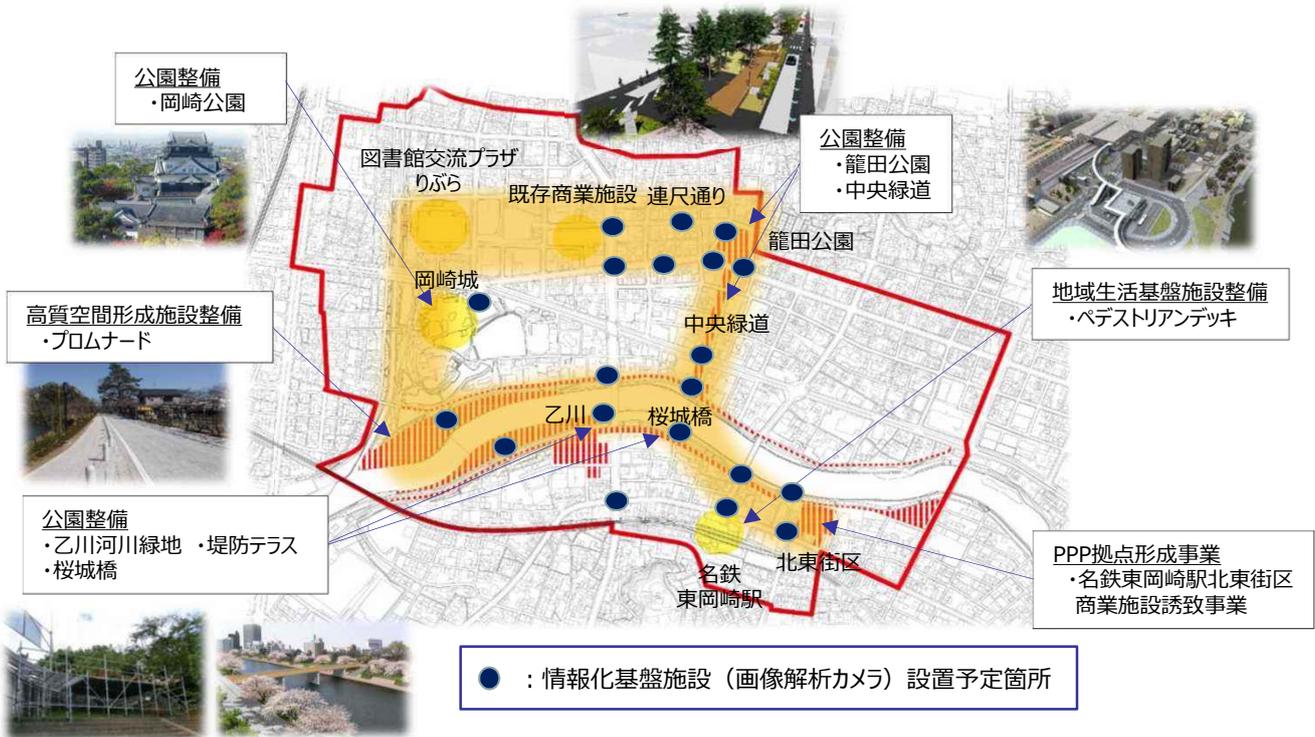
バルセロナ市のWi-Fiを活用したスマートサービス



出典：総務省 ICT街づくり推進会議 スマートシティ検討ワーキンググループ資料

国内の事例（愛知県岡崎市）（予定）

公園整備等に併せて、公園内及び東岡崎駅からのアクセス道路等に画像解析カメラを一体的に整備。時期・時間を限定せず人流データを収集し、分析することで、公園の整備効果等をより精緻に把握するとともに、中心市街地活性化に資する公共空間での民間イベントの検討等に活用。



5. 東京五輪後も見据え、都市の国際競争力強化に取り組みます。

(1) 民間事業者による優良都市再生プロジェクトの推進

メザニン支援事業 政府保証 **400.0億円(1.14倍)**

※令和元年度補正予算 50.0億円

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も我が国経済の牽引役として期待される拠点都市において、内外の人材・投資を惹きつける魅力・磁力をさらに高めるため、民間の都市開発事業を強力に推進します。

事業概要

◆ 国土交通大臣認定制度

都市再生緊急整備地域内における優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対し、金融・税制支援を行うことにより、民間の都市開発事業を推進します。

< 支援内容 >

○ 金融支援

・民都機構によるメザニン支援※

※ミドルリスク資金を供給するために貸付等を行うもの

○ 税制支援

・法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置

メザニン支援事業

防災や環境に配慮した優良な民間都市開発事業に対して、（一財）民間都市開発推進機構によるメザニン資金を提供することで、融資（ローン）と出資の間に位置し、一般に調達が難しいとされる「ミドルリスク資金」を長期安定的に供給します（貸付・社債取得）。

< 支援概要 >

- ・支援対象 : 民間事業者
- ・対象区域 : ① (特定)都市再生緊急整備地域又は② 都市再生整備計画の区域
- ・規模要件 : ① 原則1ha以上（申請事業と隣接・近接する事業が一体的に行われる場合、0.5ha以上）
② 原則0.5ha以上（政令指定都市等の場合、0.2ha以上）
- ・支援限度額 : 「公共施設等の整備費」または「総事業費の50%」いずれか少ない額

経済波及効果の高い民間都市開発事業を推進することにより、国際競争力の強化等、都市の再生を強力に推進します。

< 支援事例 >



虎ノ門ヒルズ 森タワー
(東京都港区)



赤坂インターシティAIR
(東京都港区)



天神ビジネスセンター
(福岡県福岡市)

5. 東京五輪後も見据え、都市の国際競争力強化に取り組みます。

(2) 国際競争力強化のための重要インフラの整備

国際競争拠点都市整備事業 補助 **127.5億円 (1.25倍)**

※令和元年度補正予算 56.4億円

2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も成長が期待される都市の中核拠点において、民間投資の誘発や国際的な人材の誘致を図り、都市の国際競争力を強化するため、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業の都市基盤整備を重点的かつ集中的に推進します。

事業概要 (国際競争拠点都市整備事業 (公共公益施設型))

支援内容

- 道路の新設又は改築
- 鉄道施設の建設又は改良
- バスターミナルの整備
- 鉄道駅周辺施設の整備
- 市街地再開発事業
- 土地区画整理事業
- BRTの整備

対象地域

特定都市再生緊急整備地域

対象者

地方公共団体、都市再生機構、
法律に基づく協議会

補助率

- 市街地再開発事業 1/3
- 市街地再開発事業以外 1/2

〈整備例〉 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 (うめきた地区)



大規模低未利用地 (貨物駅跡地) において、道路、公園、広場、交通結節機能等の都市基盤を整備することで、民間事業者による都市開発事業を促進



開発事業者提供イメージパース

国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

(1) グリーンインフラの創出

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 補助	1.0億円(皆増)
都市公園・緑地等事業	社総交 7,627億円の内数
	防安交 10,388億円の内数

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水の厚みやつながりを向上させるため、緑地関連事業の統合等により、グリーンインフラの整備事業を創設し、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進します。

■ 事業内容（グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設）

◆ 事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

◆ 事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

■ 目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要な内容
雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
都市の賑わいある空間づくり	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取組をハード・ソフト両面から支援

■ 支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
- ♣ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業**：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）
- ♣ **都市公園・緑地等事業**：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）

ハード

- ① 公園緑地の整備
- ② 公共公益施設の緑化
- ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）
- ④ 市民農園の整備
- ⑤ 緑化施設の整備（①～④の整備を併せて行うことで目標達成に資するものに限る）



ソフト

- ⑥ グリーンインフラに関する計画策定
- ⑦ 整備効果の検証

◆事業実施イメージ

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



民 民間建築物の緑化

官&民 緑化施設
(ミスト)の整備

官 公共公益施設
(街路空間)の緑化

官&民 雨水を貯留しやすい
土壌を使用したレインガーデンの整備

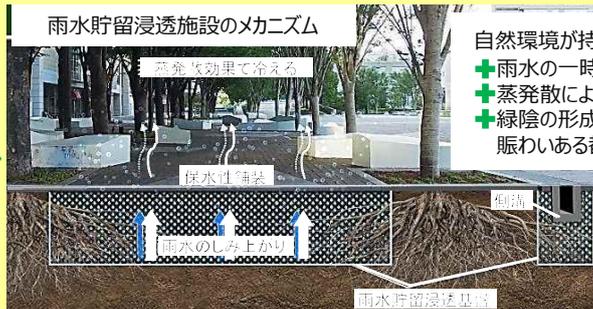


官&民

雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として
都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、
晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

自然環境が持つ多様な機能を発揮
 + 雨水の一時的な流出抑制
 + 蒸発散による路面温度上昇抑制
 + 緑陰の形成による夏でも涼しく、
賑わいある都市空間の形成

【都市郊外部における事業イメージ】

✓環境に配慮し、潤いある豊かな生活・交流空間の創出



民間建築物の緑化



公園緑地の整備



都市空間と河川空間の連動による
相乗効果により都市環境が向上

グリーンインフラを活用することで、より効果的・効率的に、持続可能で魅力的な都市づくりを推進

※グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」をいう（国土形成計画より）

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

(2) 国営公園等の整備推進

国営公園等事業 直轄 **238.7億円(1.01倍)**等
 国営追悼・祈念施設整備事業 直轄 **14.3億円(0.60倍)**
 ※令和元年度補正予算
 国営公園等事業 直轄 **11.6億円**

国営公園等において、地域活性化や観光振興等をより一層推進するため、我が国固有の優れた歴史文化資産や豊かな自然を活かした施設整備とともに、誰もが利用しやすい環境の整備の推進や公園施設の防火対策を実施します。

また、我が国の震災や歴史・文化を後世に伝えるための施設整備を推進します。

地域活性化や観光振興

国営公園のハード・ソフト両面の魅力向上
 ・歴史文化資産や自然を活かした魅力的な施設整備等
 ・魅力的な体験プログラムの展開
 ・入園料等の柔軟な設定の検討

国営常陸海浜公園（茨城県）



一面のネモフィラが絶景として注目され、地域の観光拠点に

公園施設の防火対策

歴史的・文化的資源となる公園施設の防火対策
 ・復元施設等における消火施設の設置等

国営吉野ヶ里歴史公園（佐賀県）



弥生時代の建物等を復元した園内

〈対策イメージ〉



スプリンクラーの設置



煙感知器の設置

震災の記憶や歴史・文化の伝承

国営追悼・祈念施設
 （岩手県・宮城県・福島県）

国営の追悼・祈念施設※の整備を推進
 ※地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が設置する中核的施設となる丘や広場等

【整備目標】

- 岩手県・宮城県
令和2年度末完成予定
- 福島県
令和2年度中の一部利用

高田松原津波復興祈念公園（岩手県）



令和元年9月の一部利用開始後の様子

明治記念大磯邸園
 （神奈川県大磯町）

地方公共団体との連携の下、旧
 滄浪閣等の建物群及び緑地の一
 体的な保存・活用に向けて整備を
 推進

【整備目標】

- 令和2年夏頃を目途に、旧大隈別邸及び陸奥別邸跡の庭園等の一部区域を公開



平成30年秋の記念公開の様子

民族共生象徴空間（ウポポイ）
 （北海道白老町）

国立民族共生公園の夜間公開等に対
 応可能な施設整備を実施

【整備目標】

- 令和2年4月24日一般公開予定



令和元年11月の整備状況 エントランス棟

※ 首里城の復元に向けた取組については、P 7 参照

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

(3) 官民連携の活用や子育てしやすい都市公園の整備推進

都市公園・緑地等事業 社総交 **7,627** 億円の内数

※令和元年度補正予算

国営公園等事業 直轄 **10.2**億円

都市公園・緑地等事業 社総交 **633**億円の内数

平成29年度の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度（Park-PFI）を活用する都市公園に対して、官民整備の協調に向けて引き続き重点的な支援を行います。また、子どもの遊び場や親子で休息できる芝生広場、子育て世代に必要な利用環境（授乳室、洋式トイレ等）の整備を行います。

Park-PFIを活用した都市公園整備（イメージ）

カフェ等の収益施設（公募対象公園施設）

収益の一定割合を整備の一部に充当

広場、園路等の公共部分（特定公園施設）

民間が一体的に整備

特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用の一部を交付金で支援（国費率：1/2）

■ 取り組みが進むPark-PFI（整備事例）

収益施設（遊戯施設）
【横浜動物の森公園：横浜市】

収益施設（カフェ）
【勝山公園：北九州市】

特定公園施設（ベンチやパーゴラ）
【勝山公園：北九州市】

重点的支援によりPark-PFIの活用を加速化し、都市公園を活性化

子どもと一緒に訪れたい公園緑地の整備（イメージ）

事業主体：地方公共団体
国費率：1/2

子どもの遊び場の整備

親子で休息できる芝生広場

子育て環境（授乳室、洋式トイレ等）

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

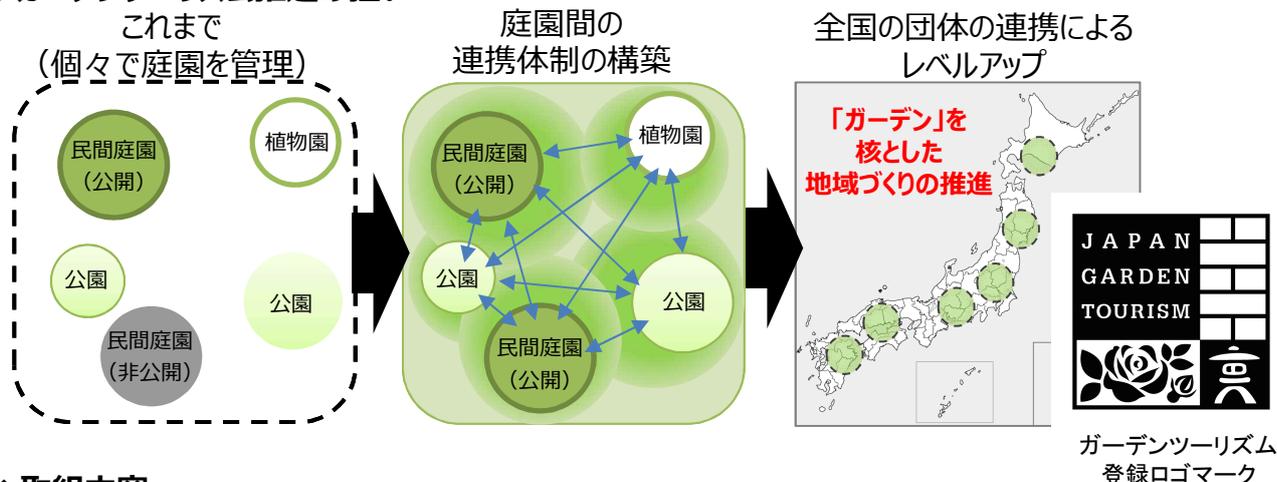
(4) 特色ある庭園を活かした訪れたいくなる地域づくり

庭園間交流連携促進調査 調査 0.3億円(1.00倍)

平成31年4月「ガーデンツーリズム登録制度」を創設し、全国各地の8計画が登録され、また多くの地域で登録に向けた動きがあります。先行事例の横展開や幅広いニーズに応じたPRを実施し、「ガーデン」を核とした地域づくりを推進します。

庭園間交流連携促進調査

◆ガーデンツーリズム推進の狙い



◆取組内容

- ・先行事例・ノウハウを横展開し、計画策定・実施取組の検討を支援
- ・国登録「庭園間交流連携促進計画」に基づくモデル事業の実施、幅広いニーズに応じたPRを実施

宮崎花旅365の事例

取組内容の検討



全国団体・民間ノウハウの横展開

実践



モデルツアーの先行実施

効果



旅行会社によるツアーの構築
提供：クラブツーリズム株式会社

◆登録計画一覧 (令和元年12月時点：8計画)

	計画名	所在地
第1回	北海道ガーデン街道	北海道 旭川市、富良野市、帯広市ほか
	ガーデンネックレス横浜	神奈川県 横浜市
	富士・箱根・伊豆「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム	神奈川県 箱根町、静岡県 沼津市、三島市ほか
	にいがた庭園街道	新潟県 新潟市、村上市、新発田市ほか
	アメイジングガーデン・浜名湖	静岡県 浜松市、湖西市、袋井市、掛川市
宮崎花旅365	宮崎県 宮崎市	
第2回	いばらきガーデン&オーチャードツーリズム	茨城県 水戸市、ひたちなか市、笠間市ほか
	湘南邸園文化ツーリズム	神奈川県 小田原市、茅ヶ崎市、大磯町ほか

6. 緑・公園・景観を活かした魅力ある都市空間をつくります。

(5) 地域の景観を活かした魅力あるまちづくりの推進

景観改善推進事業 補助 **1.3億円(皆増)**

明日香村歴史的風土創造的活用事業 交付金 **1.6億円(1.05倍)**

地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進するためには、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図ることが重要です。

このため、景観計画を策定する市区町村に対する支援や景観規制上の既存不適格物件の是正措置等を支援するための補助制度を創設し、地域の活性化や観光立国の実現等を図ります。

景観改善推進事業の創設

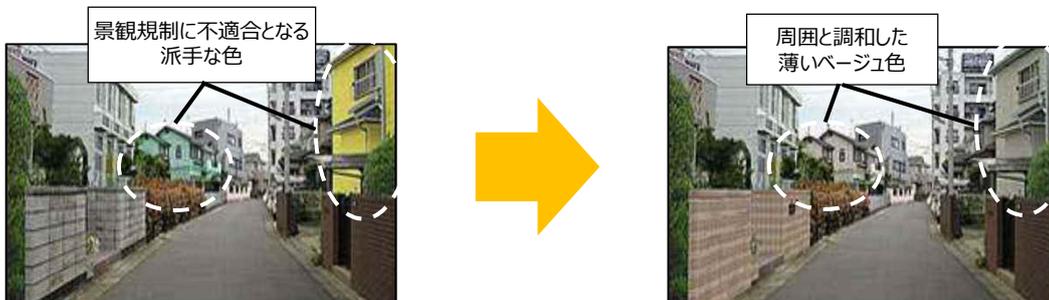
- 補助対象：・景観計画の策定・改定
 ・外部専門家登用やコーディネート活動
 ・景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置

- 補助事業者：・立地適正化計画を策定または策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市区町村
 ・景観に関連のある計画等^{*}を定めている市区町村

補助率：1/2、1/3

※景観に関連のある計画等

- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
 ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画 等



景観規制上の既存不適格となった建築物の外観の塗り替え

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金

「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に基づく第5次明日香村整備計画（計画期間：R2～11）を踏まえ、民間等との連携・協働の取組をはじめとした、明日香村による歴史的風土の創造的活用を支援する。



屋根瓦を改修し歴史的風土に調和した景観を創出



古民家を店舗に改修し賑わいを創出



7. 都市分野の海外展開を進めます。

(1) 都市開発の海外展開

都市開発海外展開支援事業、都市開発の海外展開に向けた調査 **2.1億円(1.02倍)**

政府の「インフラシステム輸出戦略」等において掲げられた「2020年に約30兆円」の目標を達成するため、大規模開発に関するノウハウを有するUR（都市再生機構）等との連携を強化し、官民一体となった取組を推進します。

また、中間所得層を含めた相手国のニーズに対応した都市開発案件の形成・発掘や、SDGs・スマートシティ等の新分野における我が国のプレゼンス向上等を図ることで、日本企業による都市開発プロジェクト受注を加速化します。

取組イメージ

大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化

セミナー・ワークショップ

・開発構想・計画の予備的調査
・案件のフィージビリティ調査

我が国の
強みの発信

現地政府・企業
との関係構築

案件
発掘

開発計画
策定支援

日本企業による受注・投資の促進

許認可
取得支援

JOINによる
出資等

SDGs・スマートシティ
等に関する国際機関等
との共同研究・セミナー

案件発掘・形成調査

・中間所得層を含む相手国ニーズに対応した
都市開発
・スマートシティ関連産業等と連携した都市開発

JOINによる出資案件21件
のうち都市開発案件9件
(総額約389億円)

※令和元年12月時点



相手国のニーズに対応した大規模開発
(インドネシア ジャカルタ郊外複合都市開発事業 イメージ図)



スマートコンテンツを活用した都市開発
(タイ バンスー駅周辺地区開発 イメージ図)
※2019年JICAスマートシティ開発セミナー資料より

7. 都市分野の海外展開を進めます。

(2) 日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の強化

海外日本庭園保全再生方策検討調査 調査 **0.5億円(1.10倍)**
ドーハ国際園芸博覧会出展調査 調査 **0.1億円(皆増)**

海外の日本庭園は、日本の魅力を発信する拠点として活用されています。しかし、その多くは適切な維持管理が行われていません。そこで、日本から造園技術者を派遣し、日本庭園を修復することで造園緑化技術や文化の海外展開を促進します。

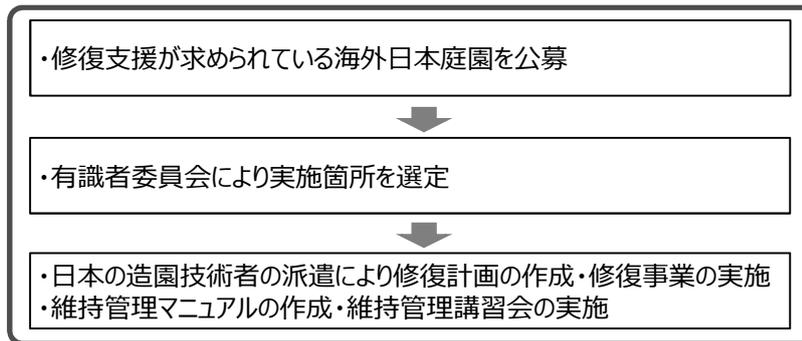
また、2021年にカタール・ドーハで開催される国際園芸博覧会に日本国出展するために必要な調査を実施します。

海外日本庭園の再生

<修復支援の内容>

平成29年度から5年間で50箇所程度の庭園の修復を目標として、より効率的な修復支援を実施。
(令和元年度までに15箇所修復予定)

【修復支援の流れ】



【ルーマニア（ブカレスト市）ヘラストラウ公園】
修復後の日本庭園で開かれた桜祭り



(カリフォルニア州グレンデル市日本庭園の例)



修復前



H30.1 修復作業実施



表彰される総領事

ドーハ国際園芸博覧会への出展

2021年にカタールで開催予定のドーハ国際園芸博覧会において、農林水産省と連携し、日本国出展を通じた日本の造園緑化技術・文化の対外発信及び海外展開の方策を検討する。

(前回：北京園芸博 日本国出展に並ぶ来場者)

【名 称】 EXPO 2021 DOHA

【テーマ】 GREEN DESERT, BETTER ENVIRONMENT

【開催期間】 2021年10月14日～2022年3月17日



IV. 令和2年度 税制改正概要

※◎：新規項目 ○：延長項目

まちなかの魅力の向上

◎居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設

居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための制度を創設し、公共空間の拡大につながる民地の開放及び公共施設との一体性を高めるための施設の改修等について税を減免する。

【固定資産税・都市計画税：課税標準5年間 1/2に軽減】

農地保全による良好な環境形成

◎農と住の調和したまちづくりの推進のための特例措置の創設

より小さなエリアでの機動的な都市農地の保全を促進し、良好な都市環境の形成と営農環境の保全の両立を図るため、新たな地区計画制度を創設し、地区内の農地について一定の規制を行ったうえ、税を猶予する。

【相続税・贈与税：納税猶予、不動産取得税：徴収猶予】

都市のスポンジ化対策

○低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置の延長

○立地誘導促進施設協定に係る課税標準の特例措置の延長

「都市のスポンジ化」対策として、空き地・空き家等の低未利用土地の利用促進を図るため、計画に基づく土地の取得等について税を減免する。また地域の利便の確保・維持に不可欠な施設について、一定の条件のもと、税を減免する。

<低未利用土地権利設定等促進計画> 【登録免許税：地上権設定等の登記（本則1%→0.5%）、
所有権移転登記（本則2%→1%）、不動産取得税：課税標準1/5控除】

<立地誘導促進施設協定> 【固定資産税・都市計画税：課税標準2/3に軽減】

市街地再開発の推進等

○市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

市街地再開発事業の推進を図るにあたり保留床処分を円滑化するため、事業用資産を譲渡し市街地再開発事業の保留床へと買換えた場合に、譲渡益への課税を繰り延べる。

【所得税・法人税：課税の繰延べ（譲渡益の80%）】

○三大都市圏における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

人口・産業の過度な集中による環境悪化・交通混雑の解消を目指すため、既成市街地内から特定の地域内に資産を買換えた場合に、譲渡益への課税を繰り延べる。

【所得税・法人税：課税の繰延べ（譲渡益の80%）】

他局主管項目

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

○認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長

○防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の拡充・延長

※その他、都市再生特別措置法の改正に伴う税制上の所要の措置及び配偶者居住権の創設を踏まえた所要の措置を講ずる。

